

## さいたま市中央区コミュニティ協議会入会等基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、さいたま市中央区コミュニティ協議会（以下「コミ協」という。）会則に定めるもののほか、コミ協の入会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (加入の申請)

第2条 加入の申請をする団体（以下「申請団体」という。）は、コミ協会則第5条で規定する入会申込書に、次に掲げる書類を添え会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会則又は規約等
- (4) 会員名簿（役員名簿）
- (5) 活動実績報告書
- (6) 収支決算報告書
- (7) その他会長が必要とする書類

### (入会の承認)

第3条 会長は、前条の規定による申請があったときは、その申請団体の目的や活動内容について書類審査や必要に応じ聞き取り調査を行い、コミ協会則第13条3項に基づき入会の承認、非承認について理事会で審議し、決定する。理事会の審議の結果は、コミ協入会承認・非承認決定通知書（様式第1号）により申請団体に通知するものとする。

2 理事会は、前項の規定により入会の承認をした場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

### (入会基準)

第4条 申請団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) コミ協の目的及び活動に賛同し、コミ協の事業に協力し積極的に参加すること。
- (2) 申請団体は次に掲げるいずれかの活動を行い、中央区内に事務所または活動拠点を構えているものとする。

- ①自然・環境に関する活動
  - ②健康・福祉に関する活動
  - ③歴史・文化・伝統に関する活動
  - ④安全・生活環境に関する活動
  - ⑤地域交流に関する活動
  - ⑥青少年の健全育成に関する活動
  - ⑦スポーツの振興に関する活動
  - ⑧その他区長が特に認める活動
- (3) 宗教上の活動をするものではないこと。
- (4) 特定の政党の利害に関する活動や選挙において特定の候補者の支持もしくは反対等、政治上の活動を行うものでないこと。
- (5) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- 2 前項に反しなされた申請は、これを棄却し、又は取り消すことができる。

(会員資格の取り消し)

第5条 会長は、第3条の規定によりすでに入会の承認を受けている団体（以下「会員」という）が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、資格の取り消しについて理事会で審議し、決定する。理事会の審議の結果は、会員資格取り消し通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 会員として、その運営が著しく適性を欠くと認められる場合。
- (2) 会員の活動内容が入会時と乖離し、会員としてふさわしくないと認められる場合。
- (3) 前各号のほか、会員として特に不適正と認められる場合。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この基準は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年4月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月10日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

さいたま市中央区コミュニティ協議会入会承認・非承認決定通知書

年 月 日

様

さいたま市中央区コミュニティ協議会  
会 長 ⑩

年 月 日付けで申請のありましたさいたま市中央区コミュニティ協議会への入会について、下記のとおり決定いたしましたので通知します。

記

1 入会承認

条件：

2 入会非承認

理由：

様式第2号（第5条関係）

さいたま市中央区コミュニティ協議会会員資格取り消し通知書

年 月 日

様

さいたま市中央区コミュニティ協議会  
会 長 ⑩

さいたま市中央区コミュニティ協議会入会等基準第5条に基づき会員資格を取り消しいたしましたので、通知します。

記

取り消し理由：